

○内閣府令第一号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（人事記録の写しの送付の特例）

4 復興庁が廃止されるまでの間における第十条の規定の適用については、同条中「又は国家行政組織法」とあるのは、「復興庁又は国家行政組織法」とする。

附 則

この府令は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）の施行の日（平成二十四年二月十日）から

施行する。